

(案)

○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線及び二重下線の部分は改正部分）

改正案	改正前
<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 〔第1～第24 略〕</p> <p>第25 地球局及び携帯基地地球局 〔1 略〕</p> <p>2 3,400MHzから4,200MHzまでの周波数の電波を受信する地球局及び携帯基地地球局である場合は、3,400MHzから<u>4,100MHz</u>までの周波数を使用する電気通信業務の無線局（携帯無線通信を行う既設のもの（予備免許を受けているものを含む。）に限る。）及び法第27条の13第1項の規定に基づく認定（3,400MHzから<u>4,100MHz</u>までの周波数を指定しているものに限る。）を受けた開設計画（法第27条の14第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に基づき当該認定の有効期間中に開設される特定基地局（既設のもの（予備免許を受けているものを含む。）を除く。）の免許人との間で周波数の共用について合意していること。</p>	<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 〔第1～第24 同左〕</p> <p>第25 地球局及び携帯基地地球局 〔1 同左〕</p> <p>2 3,400MHzから4,200MHzまでの周波数の電波を受信する地球局及び携帯基地地球局である場合は、3,400MHzから<u>3,600MHz</u>までの周波数を使用する電気通信業務の無線局（携帯無線通信を行う既設のもの（予備免許を受けているものを含む。）に限る。）及び法第27条の13第1項の規定に基づく認定（3,400MHzから<u>3,600MHz</u>までの周波数を指定しているものに限る。）を受けた開設計画（法第27条の14第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に基づき当該認定の有効期間中に開設される特定基地局（既設のもの（予備免許を受けているものを含む。）を除く。）の免許人との間で周波数の共用について合意していること。</p>

3 27.0GHzから31.0GHzまでの周波数の電波を送信する地球局及び携帯基地地球局である場合は、27.0GHzから28.2GHzまで又は29.1GHzから29.5GHzまでの周波数を使用する電気通信業務の無線局（携帯無線通信を行う既設のもの（予備免許を受けているものを含む。）に限る。）及び法第27条の13第1項の規定に基づく認定（27.0GHzから28.2GHzまで又は29.1GHzから29.5GHzまでの周波数を指定しているものに限る。）を受けた開設計画（法第27条の14第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に基づき当該認定の有効期間中に開設される特定基地局（既設のもの（予備免許を受けているものを含む。）を除く。）の免許人との間で周波数の共用について合意していること。

[第26 略]

[別図 略]

別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準

[第1 略]

第2 陸上関係

1 電気通信業務用

[(1)～(15) 略]

(16) 携帯無線通信を行う無線局等

ア 用語の意義

本項(16)において使用する用語の意義は次のとお

[新設]

[第26 同左]

[別図 同左]

別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準

[第1 同左]

第2 陸上関係

1 電気通信業務用

[(1)～(15) 同左]

(16) 携帯無線通信を行う無線局等

ア 用語の意義

本項(16)において使用する用語の意義は次のとお

りとする。

[(ア) ~ (ニ) 略]

(ヌ) 「5GNR-TDD方式」

設備規則第49条の6の12に規定する通信方式をいう。

[イ~オ 略]

カ 無線設備の設置場所等

(ア) 基地局及び陸上移動中継局の設置場所

[A~D 略]

E 4,000MHzから4,100MHzまで又は4,500MHzから4,600MHzまでの周波数の電波を使用する基地局にあつては、空港に着陸する航空機の進入経路（当該空港の滑走路の短辺の両端及び当該短辺と同じ側における滑走路の長辺の延長1,000mの距離を有する2点を結んで得た平面をいう。）及び当該進入経路の周囲200m並びにヘリポートの着陸帯の中心から水平距離50m（等価等方輻射電力が25dBm/MHz以下の基地局にあつては20m）の範囲に設置していないこと。ただし、当該基地局が当該空港又は当該ヘリポートに着陸する航空機に係る航空機電波高度計に対し混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

りとする。

[(ア) ~ (ニ) 同左]

[新設]

[イ~オ 同左]

カ 無線設備の設置場所等

(ア) 基地局及び陸上移動中継局の設置場所

[A~D 同左]

[新設]

[キ 略]

ク 工事設計書等

- (ア) 基地局及び陸上移動中継局（機能試験用無線局を含む。）の無線設備の工事設計書
実効輻射電力が6,000W以下（LTE方式、LTE-TDD方式、UMB方式又は5GNR-TDD方式のものにあつては、5MHzの帯域幅当たり6,000W以下）となるものであること。

[(イ) 略]

- (ウ) 基地局及び陸上移動中継局のチャンネル数は、おおむね次により求められたものを標準とし、その範囲内であることを確認する。

A 通話用

陸上移動局1局当たりの最繁時の呼量を0.015アーラン（XGP方式、625k-MC方式、LTE方式、LTE-TDD方式、UMB方式、モバイルWiMAX方式、UMB-TDD方式又は5GNR-TDD方式のものにあつては、0.020アーラン）とし、最繁時において当該無線局の無線ゾーン内に存在すると推定される陸上移動局数を乗じたものを別表（16）-1から求めるものとする。ただし、無線ゾーン外から流入する陸

[キ 同左]

ク 工事設計書等

- (ア) 基地局及び陸上移動中継局（機能試験用無線局を含む。）の無線設備の工事設計書
実効輻射電力が6,000W以下（LTE方式、LTE-TDD方式又はUMB方式のものにあつては、5MHzの帯域幅当たり6,000W以下）となるものであること。

[(イ) 同左]

- (ウ) 基地局及び陸上移動中継局のチャンネル数は、おおむね次により求められたものを標準とし、その範囲内であることを確認する。

A 通話用

陸上移動局1局当たりの最繁時の呼量を0.015アーラン（XGP方式、625k-MC方式、LTE方式、LTE-TDD方式、UMB方式、モバイルWiMAX方式又はUMB-TDD方式のものにあつては、0.020アーラン）とし、最繁時において当該無線局の無線ゾーン内に存在すると推定される陸上移動局数を乗じたものを別表（16）-1から求めるものとする。ただし、無線ゾーン外から流入する陸上移動局の動態等を勘案の上、

上移動局の動態等を勘案の上、算出したチャンネル数が4チャンネル以下である場合には最大5チャンネルまでとすることができるものとする。

[B 略]

ケ 周波数の指定

[(ア)・(イ) 略]

(ウ) 3,400MHzから4,100MHzまでの周波数の電波を使用する基地局にあつては、3,400MHzから4,200MHzまでの周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う既設の無線局(予備免許を受けているものを含む。)に関し、当該無線局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していること又は当該基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことがITU-R勧告 P.452に基づく干渉検討(当該無線局の免許人との間で干渉検討方法について合意がある場合に限る。)によって示されていること。ただし、当該基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

(エ) (ウ)の規定にかかわらず、法第27条の13第1項の規定に基づく認定(3,400MHzから4,100MHzまでの周波数を指定しているもの

算出したチャンネル数が4チャンネル以下である場合には最大5チャンネルまでとすることができるものとする。

[B 同左]

ケ 周波数の指定

[(ア)・(イ) 同左]

(ウ) 3,400MHzから3,600MHzまでの周波数の電波を使用する基地局にあつては、3,400MHzから4,200MHzまでの周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う既設の無線局(予備免許を受けているものを含む。)に関し、当該無線局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していること又は当該基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことがITU-R勧告 P.452に基づく干渉検討(当該無線局の免許人との間で干渉検討方法について合意がある場合に限る。)によって示されていること。ただし、当該基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

(エ) (ウ)の規定にかかわらず、法第27条の13第1項の規定に基づく認定(3,400MHzから3,600MHzまでの周波数を指定しているもの

に限る。)を受けた開設計画(法第27条の14第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。)に基づき当該認定の有効期間中に開設される特定基地局にあつては、当該開設計画の認定の日(法第27条の14第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更の認定の日)以前に開設され、3,400MHzから4,200MHzまでの周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う既設の無線局(予備免許を受けているものを含む。)に関し、当該無線局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していること又は当該特定基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことがITU-R勧告 P.452に基づく干渉検討(当該無線局の免許人との間で干渉検討方法について合意がある場合に限る。)によって示されていること。ただし、当該特定基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

[(オ)～(キ) 略]

(ク) 4,500MHzから4,600MHzまでの周波数の電波を使用する基地局にあつては、4,600MHzから

に限る。)を受けた開設計画(法第27条の14第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。)に基づき当該認定の有効期間中に開設される特定基地局にあつては、当該開設計画の認定の日(法第27条の14第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更の認定の日)以前に開設され、3,400MHzから4,200MHzまでの周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う既設の無線局(予備免許を受けているものを含む。)に関し、当該無線局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していること又は当該特定基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことがITU-R勧告 P.452に基づく干渉検討(当該無線局の免許人との間で干渉検討方法について合意がある場合に限る。)によって示されていること。ただし、当該特定基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

[(オ)～(キ) 同左]

[新設]

4,800MHzまでの周波数の電波を使用する公共業務用無線局（平成30年総務省告示34号（第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）第二章第三項の規定による終了促進措置に係るものを含む。）に関し、当該無線局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していること。ただし、当該基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

(ケ) 27.0GHzから28.2GHzまで及び29.1GHzから29.5GHzまでの周波数の電波を使用する基地局にあつては、27.0GHzから31.0GHzまでの周波数の電波を受信する人工衛星局に関し、当該無線局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していること。ただし、当該基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるとき又は当該基地局の免許人所属の基地局が50,000局以下であるときは、この限りでない。

コ 空中線電力の指定
空中線電力の指定については、次のとおりであること。

[新設]

コ 空中線電力の指定
空中線電力の指定については、次のとおりであること。

(ア) 基地局

1波当たりの空中線電力（625k-MC方式のもの（隣接する1を超え16以下の搬送波により構成されるものに限る。）にあつては、当該搬送波の空中線電力の総和の値とする。）を指定する。ただし、送信ダイバーシチ、空間分割多重方式又は空間多重方式を用いる無線設備（DS-CDMA方式、LTE方式、LTE-TDD方式、UMB方式又は5GNR-TDD方式の無線局の無線設備であつて、送信ダイバーシチ又は空間多重方式を用いるものを除く。）であつて、複数の増幅部を有し、これらが一体となって機能する場合は、次のとおり指定する。

[A・B 略]

[(イ)・(ウ) 略]

[サ 略]

シ 他の無線局との干渉調整等

[(ア)～(ウ) 略]

(エ) (ア)の規定にかかわらず、4,000MHzから4,100MHzまで又は4,500MHzから4,600MHzまでの周波数の電波を使用する基地局にあつては、フィルタの追加等により4,200MHzから4,400MHzまでの周波数における不要発射の強

(ア) 基地局

1波当たりの空中線電力（625k-MC方式のもの（隣接する1を超え16以下の搬送波により構成されるものに限る。）にあつては、当該搬送波の空中線電力の総和の値とする。）を指定する。ただし、送信ダイバーシチ、空間分割多重方式又は空間多重方式を用いる無線設備（DS-CDMA方式、LTE方式、LTE-TDD方式又はUMB方式の無線局の無線設備であつて、送信ダイバーシチ又は空間多重方式を用いるものを除く。）であつて、複数の増幅部を有し、これらが一体となって機能する場合は、次のとおり指定する。

[A・B 同左]

[(イ)・(ウ) 同左]

[サ 同左]

シ 他の無線局との干渉調整等

[(ア)～(ウ) 同左]

[新設]

度を-39dBm/MHz（等価等方輻射電力が25dBm/MHz以下である基地局の場合にあつては、不要発射の強度を-46dBm/MHz）以下に低減させる措置を講じること。

ス 将来の業務計画等

免許の申請に当たっては、次の計画等が明らかであること。

[(ア)～(ク) 略]

(ケ) 免許の有効期限までの各年度の末日における、周波数帯ごと及び総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下この(ケ)から(サ)までにおいて同じ。）の管轄区域ごとの基地局等の人口カバー率（一の総合通信局の管轄区域における四次メッシュ（昭和48年行政管理庁告示第143号（統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード）第1項第2号に規定する二分の一地域メッシュをいう。以下同じ。）（基地局等（屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該四次メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）内の人口の合計を、当該一の総合通信局の管轄区域における四次メッシュ内の人口の合

ス 将来の業務計画等

免許の申請に当たっては、次の計画等が明らかであること。

[(ア)～(ク) 同左]

(ケ) 免許の有効期限までの各年度の末日における、周波数帯ごと及び総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下この(ケ)において同じ。）の管轄区域ごとの基地局等の人口カバー率（一の総合通信局の管轄区域におけるメッシュ（基地局等（屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）内の人口の合計を、当該一の総合通信局の管轄区域におけるメッシュ内の人口の合計で除した値をいう。）に関する計画

計で除した値をいう。)に関する計画

- (コ) 免許の有効期限までの各年度の末日における、周波数帯ごと及び総合通信局の管轄区域ごとの基地局等の面積カバー率（一の総合通信局の管轄区域における四次メッシュ（陸上を含むもの）であって、特定基地局又は申請者の指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該四次メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）の総数を、四次メッシュ（陸上を含むものに限る。）の総数で除した値をいう。）に関する計画

- (サ) 5G NR-TDD方式の無線局にあつては、免許の有効期限までの各年度の末日における、周波数帯ごと、総合通信局の管轄区域ごと及び総合通信局の管轄区域を合わせた区域の5G基盤展開率（一の総合通信局の管轄区域ごとの二次メッシュ（昭和48年行政管理庁告示第143号第1項第1号イに規定する第二次地域区画をいう。以下同じ。）（陸上を含むもの）であつて、地理空間情報

- (コ) 免許の有効期限までの各年度の末日における、周波数帯ごと及び総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下この（コ）において同じ。）の管轄区域ごとの基地局等の面積カバー率（一の総合通信局の管轄区域におけるメッシュ（陸上に係るもの）であつて、特定基地局又は申請者の指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）の数の合計を、メッシュ（陸上に係るものに限る。）の総数で除した値をいう。）に関する計画

[新設]

活用推進基本法（平成19年法律第63号）第18条第2項の規定に基づき国が提供する基盤地図情報等のうち土地利用三次メッシュデータ（平成26年度版）における土地利用種別が森林、荒地若しくは海水域のみのももの又は人口が零の離島（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島に附属する島をいう。）のみのもものを除く。）のうち5G高度特定基地局（設備規則第四十九条の六の十二に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局（屋内等に設置するものを除く。）のうち申請者が指定を受けた周波数の全ての帯域幅を用いるものであって、当該特定基地局の無線設備と接続する電気通信回線設備の伝送速度が当該無線設備の信号速度と同等以上であるものをいう。）が設置されたものの総数を、それぞれの管轄区域ごとの二次メッシュの総数で除した値に関する計画

[第3 略]

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

- (1) 携帯無線通信を行う特定無線局
携帯無線通信を行う特定無線局の審査は、第2の1の

[第3 同左]

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

- (1) 携帯無線通信を行う特定無線局
携帯無線通信を行う特定無線局の審査は、第2の1の

(16) に定める基準のほか、次の基準により行う。

ア 用語の意義

[(ア) ~ (ス) 略]

(セ) 「5GNR—TDD方式」

設備規則第49条の6の12に規定する通信方式をいう。

(ソ) 「収容可能無線局数」は、次に定める値とする。

A 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うもの並びに設備規則第49条の6の9第1項及び第5項又は同条第1項及び第6項に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものを除く。以下このAにおいて同じ。）

特定無線設備の種別ごとの業務区域内における通話チャンネル数又は通信チャンネル数の合計として次に掲げる値を陸上移動局1局当たりの最繁忙呼量0.020アーランで除した値とする。

[(A) ~ (C) 略]

(D) LTE方式、LTE—TDD方式、UMB方式又は5GNR—TDD方式

免許を受けようとする電気通信事業者がその業務区域内に開設する基地局が有する通信チャンネル数を64kbpsに換算した通信チャンネル数の総和

(16) に定める基準のほか、次の基準により行う。

ア 用語の意義

[(ア) ~ (ス) 同左]

[新設]

(ソ) 「収容可能無線局数」は、次に定める値とする。

A 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うもの並びに設備規則第49条の6の9第1項及び第5項又は同条第1項及び第6項に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものを除く。以下このAにおいて同じ。）

特定無線設備の種別ごとの業務区域内における通話チャンネル数又は通信チャンネル数の合計として次に掲げる値を陸上移動局1局当たりの最繁忙呼量0.020アーランで除した値とする。

[(A) ~ (C) 略]

(D) LTE方式、LTE—TDD方式又はUMB方式

免許を受けようとする電気通信事業者がその業務区域内に開設する基地局が有する通信チャンネル数を64kbpsに換算した通信チャンネル数の総和

[B 略]
[イ～ケ 略]
[第5 略]

[B 同左]
[イ～ケ 同左]
[第5 同左]

附 則
この訓令は、平成 年 月 日から施行する。